

令和7年度 岩野田中学校部活動方針（地域クラブを含む）

令和7年5月1日版

岩野田中学校 校長 堀高哉

1 目的

- ・体力、技術の向上を図るとともに、仲間と共に励まし合い助け合える態度を育てる。
- ・異学年との活動を通して、人間関係の構築を図り、社会性を高める。

2 部活動に関する基本方針

- ・毎年、第1回の職員会に提案し、活動方針を下記の規約・方針に則り運営する。
また、必要に応じて、年度の途中でも見直しを図り、規約・方針を変更する。

3 規約・方針及び、実施の重点

◎ 部活動指導について

- (1) 原則として全職員による複数顧問制とし、職員の希望や種目の特性を配慮して、顧問を決定する。(ただし、文科系の顧問は1名の場合もある。)

バレーボール女子、バスケットボール男女、剣道、野球、サッカー、陸上、テニス男女、美術、合唱

平日の部活動における指導は各部の顧問で行う。

- (2) 部活動における生徒指導は各顧問と保護者が連携し行っていく。
- (3) 休日の活動は地域クラブで行う。
- (4) 部活動における諸問題については、部活動顧問会で解決策等を協議し、職員会で周知する。(部活動顧問会は、必要に応じて適宜開催する。)
- (5) 部長会および部室点検(各顧問)を行い、各部の交流を図るとともに、指導と改善を行っていく。
- (6) 各部で部活動のミーティングや保護者会を定期的に行うようにする。
- (7) 熱中症予防のため、活動場所における「暑さ指数」が31以上になり「危険」と示された場合は活動を中止する。「嚴重警戒」(数値が30～28)を示された場合も、休憩スペースを確保し、十分に休憩をとるように配慮する。

◎ 活動について

- (8) 部活動は、自由加入制とする。やむを得ず転退部する場合は、本人・保護者連記の上、担任、所属する部の顧問、転部先の顧問(転部のみ)の了承を得て、部活動主任へ届出を提出する。
- *途中入部は、顧問・担任の了承を得た場合のみ許可する。→入部確認書の提出
 - *転・途中入部希望者には、仮入部期間(2週間程度)を設け、熱意や活動態度等を顧問が判断し、入部を許可するかどうか判断の目安とする。
- (9) 部活動の新設・廃止については、必要な選手数に達しているかなどの資料をもとに検討し、職員会で承認を得る。
- *希望者のいない部については、閉鎖することを原則とする。
- (10) 休日の部活動が地域クラブに移行したことにより、原則、部費は徴収しない。
- *各部活動の規約や、これまでの取り決めの中で徴収することはある。
今後、地域クラブ移行の状況に応じて整備をしていく。
- (11) 部活動の活動時間は次のように定める。下校の10分前には活動をやめ、下校の準備をさせる。下校の指導を、顧問は生活指導部とともに行う。
- *平日：5日間のうち1日以上以上の休養日を設け、活動時間は2時間以内とする。
(休養日は月曜を原則とする。)
 - *長期休業日：原則8：30～17：00の中で、2時間以内とする。
ただし、季節や天候に応じて、活動開始時刻を早めることができる。
 - *土曜授業実施日(下校時刻に合わせて調整する)
- (12) 職員会・学年会・指導部会・校外研修等の場合は活動をしない。

- (13) 定期試験の1週間前から部活動停止とする。
- (14) 朝練習については、実施しない。
- (15) 長期休業日は、ヘルメットを着用することを条件に自転車で登校しても良い。
*条件(約束)が守れない場合は許可をしない。
- (16) 活動時の服装は、制服、体操服、部で認められた練習着、ユニフォームとする。
*冬季の防寒具は、部内で相談し、活動に支障のないものを着用してもよい。
- (17) 水分補給のための飲料は、お茶の他に必要に応じてスポーツドリンクも認める。
水分補給は、学校の水道水か自分で持参した物だけとする。
ペットボトルを持参した場合は、必ず家庭でごみを処分する。
- (18) 夏季休業中の活動日は、ある程度まとまった休憩時間を設け、生徒の過重負担にならないようにする。
- (19) 冬季休業中のうち、閉庁日は活動しない。
- (20) 年度末・年度はじめの休業中は、会議のある時間は活動しない。
- (21) 授業日に大会等で授業を欠席・遅刻・早退する場合は、顧問または担任は「授業日の欠席届」を生徒に配布し、各担任に提出する。

4 地域クラブ(地域クラブの運営主体は保護者会)について

第1章 規約制定の趣旨

第1条 岐阜市立岩野田中学校部活動方針(1~3)に基づき、岩野田中学校地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)の運営に関する事項について定める。

第2章 総則

(位置付け)

第2条 地域クラブとは、岩野田中学校で実施されている部活動と同種目の活動で、部活動の活動日時以外に行う保護者及び地域クラブ指導者が運営するクラブ活動とする。

第3条 地域クラブへの参加は、岩野田中学校各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望するものとする。

※保護者は、保護者会に参加し、運営に携わる。

(目的)

第4条 地域クラブが、岐阜市の指導により、これまでの「休日の部活動」に置き換わり、行われることを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。このことから、活動時間を以下のように定める。

※平日の下校時刻後に活動することを認める。生徒に過度な負担がかからないように配慮する。平日は週に2回、部活動の時間と合わせて1日あたり2時間以内の活動とする。(月曜は休養日とし原則、実施しない。)

※休日は1日3時間以内とし、連続する土・日曜日は、いずれかを休養日とする。

土・日曜日に連続して公式試合や大会がある場合は、翌週の土・日曜日か別の週の連続する土・日曜日を両日とも休養日とする。

※閉庁期間中は原則活動を認めないが、大会等への参加やそのための練習に限り、校長の許可を得て活動できる。

第3章 地域クラブの参加申し込み及び取り消し

第5条 地域クラブは、その代表が1年ごとに「地域クラブ活動申請書(様式1)」を校長に提出し、承認された場合に実施できることとする。

第6条 生徒の参加申し込みは、「地域クラブ参加申込書(様式2)」を地域クラブ保護者会代表に提出することで完了する。なお、申込書は地域クラブの保護者会で管理することとし、名簿の作成・配布等は、保護者会で協議することとする。

第7条 地域クラブへの生徒の参加期間は1年間を原則とし、年度毎に更新することとする。

第8条 年度途中に地域クラブの参加を取り消す場合は、随時、別に定める「地域クラブ参加申込取り消し届(様式3)」を保護者会代表に提出することとする。

第4章 組織

(生徒)

第9条 地域クラブにおいて、部活動の顧問との連絡や連携を円滑に行うために、生徒代表を選出すること。なお、選出の方法は各地域クラブごとに決定することとする。

(保護者)

第10条 地域クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者は各地域クラブの運営、管理に責任をもつこととする。

第11条 地域クラブの運営については、活動に参加する生徒の保護者からなる「保護者会」を組織し、年に1回以上の会合を開いて運営方針や地域クラブ指導者の選出等について協議し、決定することとする。

第12条 第11条に定める会合において、各地域クラブの保護者会代表1名を選出する。なお、各地域クラブの実情に応じて必要な役員を選出する。

第5章 指導者

(指導者)

第13条 地域クラブの指導者は、該当種目の地域クラブの保護者会にて承認され、岐阜市より委嘱された地域クラブ指導者を充てる。なお、地域クラブ指導者は所定の研修を受講する必要があるが岐阜市より義務付けられている。

第14条 地域クラブ指導者は、本指針はもとより、「岐阜市地域クラブ活動指針」を遵守し、生徒一人一人が健全な心身を育むため、学校や保護者会と協力し指導にあたるものとする。

第15条 地域クラブ指導者は、指導記録簿を作成し、指定日までに学校を通して岐阜市に提出しなければならない。岐阜市は指導記録簿と施設予約の状況を確認し規程の謝金を決定する。

第6章 地域クラブにおける保護者会の役割等

第16条 各地域クラブの活動及び運営の責任者は、活動に参加する生徒の保護者と、その保護者で構成された保護者会が選出した地域クラブ指導者であり、保護者会の監督の下で活動するものとする。

第17条 各地域クラブの活動時間及び場所については、各地域クラブが各月の「活動計画表」を作成して、それに基づいて行うこととする。その活動計画表は、学校が割り当てた予定表をもとに、保護者会で活動時間と場所を調整し、岐阜市の示す規定（時間および回数等）に沿って作成し、実施する。また、作成した「活動計画表」は、原則、学校に提出する。なお、地域クラブ指導者が作成した「指導記録簿」を指定日までに確認する。

第18条 各地域クラブの休業日等における学校施設の開閉は、活動日前に学校から鍵を借り、活動日後に返却することとする。なお、鍵の借り受けや返却は原則として保護者が行うこととする。

第19条 各地域クラブの保護者会の運営にあたっては、基本的に部活動規約に準ずる。

第20条 各地域クラブの活動および運営の監督は保護者会にあるが、生徒の健康安全や学校生活等への影響を踏まえ、活動内容や活動時間について学校長が指示を行うこともある。従えない場合は、市と協議し活動の停止もあり得る。

第21条 運営にかかわる費用は、受益者負担としクラブ会費によりまかなう。

第22条 地域クラブに所属する生徒はケガ、事故、障害賠償等に備えたスポーツ安全保険に加入する。